

津波防災地域づくり に関する法律

リンク集

■ 津波防災地域づくりに関する法律について
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

■ 津波防災地域づくりに係る技術検討会
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

■ 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

■ 基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設
水管理・国土保全局海岸室

■ 津波避難建築物の容積率規制の緩和
住宅局市街地建築課

■ 集団移転促進事業に関する特例
都市局都市安全課

■ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
都市局都市計画課

■ 津波防災住宅等建設区
都市局市街地整備課

■ 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
水管理・国土保全局水政課

■ 津波災害警戒区域についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
土地・建設産業局不動産業課

■ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
港湾局海岸・防災課

■ その他法律
総合政策局社会资本整備政策課

国土交通省 03-5253-8111(代表)

津波災害に強い
地域づくりに向けて



津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～

基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防護」の発想によって津波防災地域づくりを推進

～はじめに～

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード^{※1} Mw9.0の巨大地震は

東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15,899名、行方不明者2,529名(令和元年12月10日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想^{※2}されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」はどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることができます。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防護」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1) 地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋)

(※2) 文部科学省地震調査研究推進本部による「南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)【平成25年5月】」では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率を

M8～9クラスで70～80%としている(算定基準日 令和2年1月1日)

▶ 最大クラスの津波に対して

○ 最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

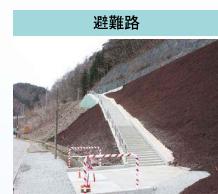
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

○ 基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する

②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

▶ 基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります
- 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました

記載事項

津波防災地域づくりの推進に関する
基本的な事項

基礎調査

指針となるべき事項
津波浸水想定の設定

推進計画の策定

津波災害警戒区域
津波災害特別警戒区域
の指定

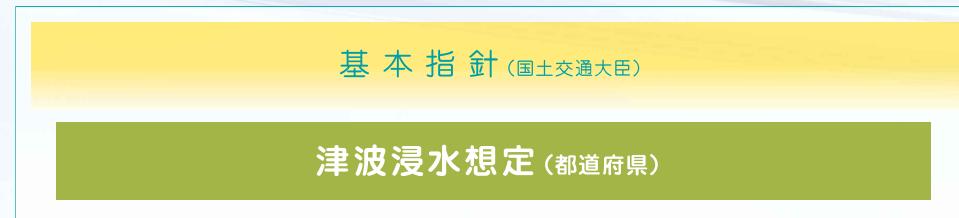
いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～



津波浸水想定の設定

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～



▶ 津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を都道府県知事が設定し公表します

基礎調査 (都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表 (都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知、公表

▶ 津波浸水想定の流れ

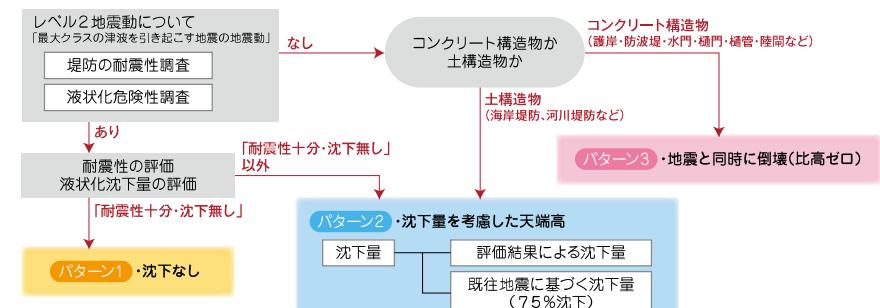
1 過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

2 最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23想定津波
規 模	Mw = 9.0	Mw = 8.4
使用モデル	内閣府モデル	茨城県モデル
概要	東北地方太平洋沖地震が悪条件下で発生した場合を想定	1677年延宝房総沖地震の震源域で、地震調査研究推進本部の評価結果による規模の地震が悪条件下で発生した場合を想定
震源域		

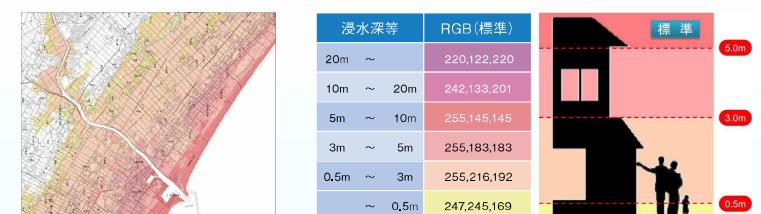
※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

3 各種施設の条件設定



※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、最大クラスの津波を引き起こす地震の地震動であるが検討が困難である場合レベル2地震動を用いることを検討することも考えられる

4 津波浸水シミュレーション結果の出力



津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～



「津波災害警戒区域」
イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかかりないが、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される
※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

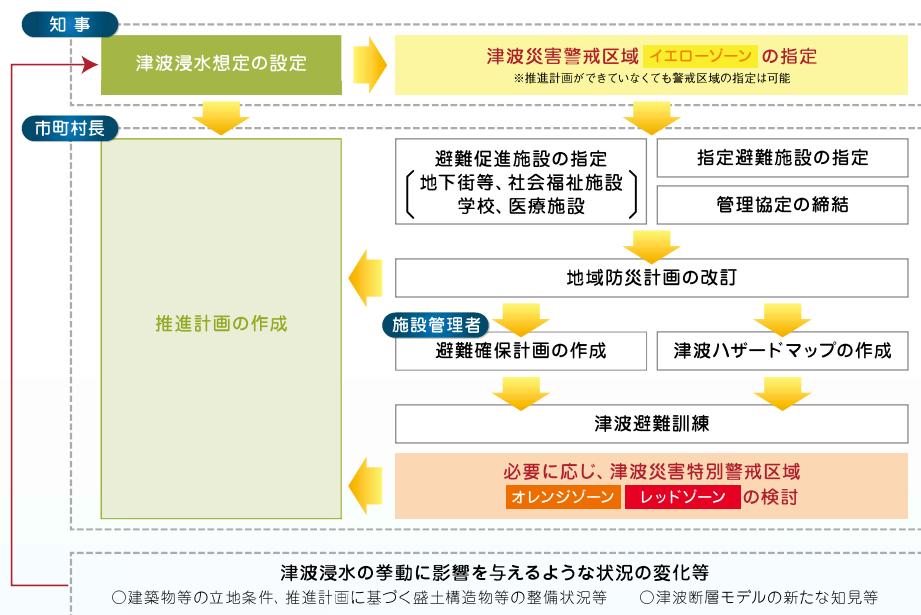
「津波災害特別警戒区域」
オレンジゾーン・レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

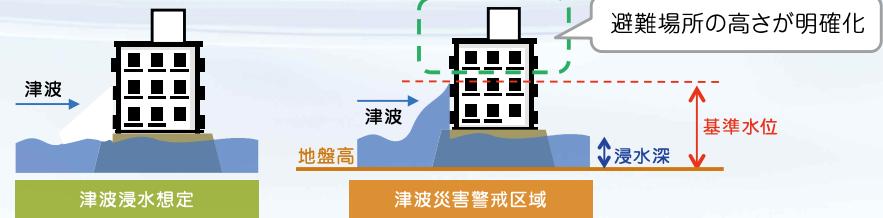
○社会福祉施設・病院・学校については、次の基準に適合することを求める
-上記の施設の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
-病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる)が基準水位以上
※指定に当たっては、公衆への対応、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる レッドゾーン

▶ 津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶ 津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- 津波から避難する上の有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m	
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は: 3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上	

出展:徳島県ウェブサイト (<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の作成

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画



▶ 推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

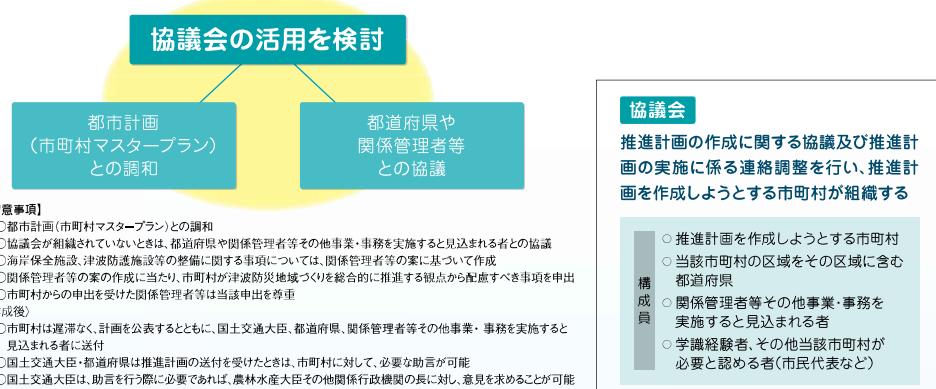
▶ 推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

メリット

- ✓ 市町村だけでなく、国・都道府県との連携により、津波防災を効率的かつ効果的に推進
- ✓ 住民等に計画的な取組を知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進
- ✓ 津波に強い地域づくりの前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民・企業の不安を払拭し、定着を図る

※なお、推進計画に記載する多くの事業について、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の補助メニューが活用可能。税優遇の特例措置が認められているものもある。詳細は「津波防災地域づくりに活用可能な交付金制度等」(巻末)を参照。



津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドラインとは

市町村による推進計画の早期作成を促進するため、参考となる先行事例、推進計画の作成手順や留意点を明記したもの

ガイドラインの特徴

作成のプロセスを明確化

作成意義・効果の理解 ➡ 既作成市町から寄せられたメリット・効果を紹介

作成手順・方法の理解 ➡ 事前準備・情報整理から作成・運用段階まで解説

既作成の事例を踏まえ、作成の工夫、留意点を明示

作成のノウハウの取得 ➡ 作成実務における留意点や作業ポイントを明示

作業の効率化・省力化 ➡ 参考となる先行事例やサポート情報、ひな形を提示

市町村の検討状況に応じ、基礎編・実践編・参考資料編の三編構成

基本的理解から実践まで対応 ➡ 市町村の検討・作業の段階に配慮した内容・構成

● 推進計画の必要性に対する認識を高め、作成の機運を醸成

● 先進事例の把握を含め、推進計画作成のノウハウの取得を推進

● 担当職員の負担の軽減を図り、推進計画の効率的な作成に寄与

▶ 早期作成に対する支援

本ガイドラインのほか、市町村の担当者向けの研修や説明会の開催、国土交通省職員が直接出向き説明するサポート等を実施

作成・運用のプロセス(全体フロー)



※住民等の意見を反映するため、協議会の開催だけでなく、住民ワークショップの開催の検討も有効である。



西伊豆町

まち・ひと・しごとを災害から守り 未来に繋げる防災まちづくり

西伊豆町の特徴

西伊豆町は、西側を駿河湾に、東側を急峻な山並みの天城連山に囲まれており、町の中心部には二級河川仁科川が流れているため、津波だけでなく、土砂災害や洪水の危険性が高い地域です。その中でも南東ナラフ巨大地震による被害想定は甚大なもので町民の半数以上が被災にある危惧感があります。

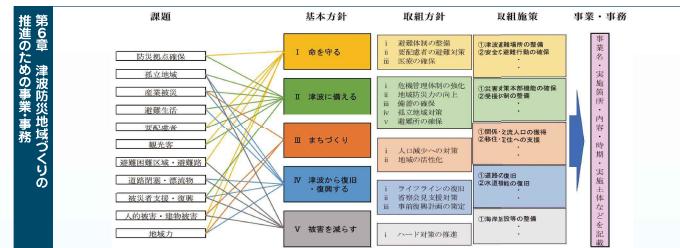
町における推進計画作成の背景

当町では、東日本大震災を契機に地震・津波対策を実施してきました。先述したとおり災害リスクが高い地域のため、防災対策、特に津波対策を推進する基本方針を定めるために推進計画を策定しました。



西伊豆町津波防災地域づくり推進計画の概要

<p>第1章 推進計画の目的と位置づけ</p> <p>『計画作成の背景と目的』</p> <p>津波避難施設の整備や津波浸水区域内に位置する学校施設の整備等を一体的に整備するため、津波対策の基本方針を定める</p> <p>『推進計画区域』 市内全域</p>	<p>第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組</p> <p>『現況』</p> <p>人口7,872人、高齢化率約5割、サービス業が主要産業・町内に鉄道はなく、主要道路は海岸線を通っている</p> <p>『これまでの取組』</p> <p>市民防災会議による地域防災の推進・自衛隊連携・自主防災組織の育成・公衆無線LAN整備・等</p>
<p>第3章 津波防災地図づくりの課題</p> <p>『地震・津波による被害想定』</p> <p>最大震度7強・最大津波高15m・浸水面積約2.5km²・犠牲者数4,300人</p>	<p>第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組</p> <p>『基本方針』</p> <p>まち・ひと・しごとを災害から守り未来に繋げる防災まちづくり</p>
<p>第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方</p>	



町推進計画作成の意義、期待される効果など

当町では、防災対策を町民が主体的に考える「町民防災会議」を設け、その中で地域の防災上の課題や対策を検討してきました。推進計画策定の際も町民防災会議を通して課題・対策を検討してきたため、需要の高い防災対策を推進計画に盛り込むことができました。

加えて防災とまちづくりを一体に考えた新たな施策の展開や事業の優先順位を定めることができたことも効果の一つです。

今後の進め方

今後数年間は津波避難施設の整備や文教施設の防災対策事業など多くの事業が進むことが想定されるため、5年間は毎年見直しを実施することとしました。また将来像を明確にするため、未来図を作成し、事業を進めながら見直しを図っていきます。



むつ市

～「多重防御」で「犠牲者ゼロ」のまち むつ～

市推進計画作成の意義、期待される効果など

本市の地形上、全地域的に津波被害のリスクがあることを改めて認識したうえで、防災知識の習得などによる市民一人ひとりの「自助」、自主防災組織の結成による要配慮者の避難対策などの「共助」、国・青森県・本市、各関係機関が連携し支援を行う「公助」のベストミックスにより、市全体で取り組むことで、津波災害における犠牲者がゼロとなるまちづくりを目指すことが期待されます。

今後の進め方

新たな被害想定やシミュレーション結果の公表、施策に関する新たな方向性の提示、上位計画の更新・修正などとの整合性を図りながら、適宜更新していく予定です。



むつ市総合防災訓練



むつ市総合アリーナ(右)完成予想図
(R2.9月供用開始予定、おみなど
臨海公園一帯を広域避難場所として
活用予定)

むつ市津波防災地域づくり推進計画の概要

1 | 推進計画の目的

ハーブ・ソフト防災を組み合わせた津波防災地域づくりを総合的・総合的に推進し、津波への強い市を目指す。
地域ごとの差異や市町機能、歴史や伝統などを活かしつつ、津波リスクと共存しながら地域の資源を育む。



推进計画三区域: 市・全城

2 | これまでの取組

「地域防災計画の改定」「むち市津波避難計画の策定」「津波ナーマップの作成」「結合防災」等の実施など



3 | 津波防災地域づくり推進計画の課題

① 避難因襲地域における避難体制の強化
② 津波防災施設、インフラ、建築物の整備
③ 地域防災力の強化

上記3課題を中心に、地区を広く分剖して抜粋を提出。



【参考】大湊港地区

それぞれ地区ごとに、地域特性、沿岸避難所及び一時避難場所(指定緊急避難場所)、避難因襲地域、津波防護施設、地域防災力について記述。

4 | 基本的な考え方

原則1: 沿岸防災地帯における
避難体制の強化

原則2: 津波防護施設、インフラ、
建築物の整備

原則3: 地域防災力の強化

基本方針: 「なんとしても命を守る」ために「逃げ」
ることを最優先とする

方針Ⅰ: 救助・救助活動や避難行動が不能になる
「地盤の瓦解」を回避する

方針Ⅱ: 白物・共助の精神を大切に、生活機能を停止させ
ない「健在」をめざす

方針Ⅲ: 地域防災力の強化

5 | 推進のための事業・事務

方針Ⅰ「なんとしても命を守るために「逃げ」」ことを最優先する

基本方針(目標)	取組方針
I 避難経路の安全確保	① 沿道防護施設の除去・耐震化 ② 日々対策実施 ③ 津波避難センターの整備 ④ 介護タクシー「台などの駆け」
II 救助・避難のガイド対策	① 「P」活動支援団体の柔軟化 ② 委嘱者意識の避難体制の整備

方針Ⅱ 救助・救助活動や避難行動が不能になる「地盤の瓦解」を回避する

基本方針(目標)	取組方針
I 輸送・搬送の手段確保	① 下北島貨物港開港、国道279号、 「山139」、「山松仙人」 ② 渔船を活用した陸海輸送・搬送 ③ ハイポート候補地の検討
II 交通の寸断防止対策	① 損傷止柵対策 ② 直轄橋の点検

方針Ⅲ 「自・共・互の」力をいかし、生活機能を停止せざる「健在」をめざす

基本方針(目標)	取組方針
I 防災意識の醸成	① 自由体操経験の実施促進・育成 ② 津波ナーマップの作成 ③ 災・震・土・川などの火災支援 ④ 防災教育の実施
II 災害時の情報伝達の充実	① 防災情報伝報装置の整備 ② 立正の情報配信手順の有効活用
III 各種計画の調整	① 上位計画との連携 ② 海岸・山・里親・宿泊施設などの津波 「P」活動の地盤の整備

6 | 実現に向けた今後の進め方

今後も検討が必要な事項

I-1 避難経路の安全確保
I-2 対応体制の整備
I-3 除雪・擁壁の手段確保
I-4 交通の寸断防止対策
I-5 防災意識の醸成
I-6 災害時の情報伝達の充実
I-7 各種計画の調整

推進計画の実現的な評価・検証

「新たな地盤の実現」はシミュレーション結果が
公表されるところ。
「既に」に対する新たな方向性が示されたとき
「上位計画の更新又は修正が行われたとき」

津波防護施設の整備

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～

基本指針（国土交通大臣）



▶ 津波防護施設とは

- 盛土構造物・護岸・胸壁・閘門（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く）であって、
 - 津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長が管理するもの
- ※津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする

▶ 指定津波防護施設とは

- 都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く）を指定…盛土された道路、鉄道施設など
- 当該施設の所有者の同意が必要

▶ 津波防護施設整備事業

補助率：1／2

【事業費下限値】推進計画に位置づけられた津波防護施設に係る事業費が、
(ア)都道府県: 5,000万円以上、(イ)市町村: 2,500万円以上

【交付対象】都道府県又は都道府県知事から津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

【対象事業】津波防護施設整備事業：「推進計画」に記載され、国土交通省令で定める基準^{*}を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの（※津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造等）

交付対象事業	イメージ（道路を例として）
盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁 [*] であり、次の要件に該当するもの ※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長500m以内とする	<ul style="list-style-type: none">○既存道路盛土への閘門の設置<ul style="list-style-type: none">●新たに設置する閘門[*]に限り補助対象とする●既存道路（又は鉄道）盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る○既存道路盛土への胸壁の設置<ul style="list-style-type: none">●新たに設置する胸壁[*]に限り補助対象とする（概ね500m以内）●既存道路（又は鉄道）盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
①) 人口20戸以上 [*] を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの ※転入や再建により人口20戸以上と見込まれる場合を含む	<ul style="list-style-type: none">○兼用工作物の新設（津波防護施設、道路）<ul style="list-style-type: none">●小規模な開口部を閉鎖する場合に限り、道路、鉄道との兼用の盛土構造物[*]を補助対象とする（概ね500m以内、災害時要援護者施設等を防護）●必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の対象に含む
背後地への津波による浸水を防護するための道路、鉄道と一緒に盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの ※転入や再建により人口20戸以上と見込まれる場合を含む	<ul style="list-style-type: none">○既存道路盛土への閘門の設置<ul style="list-style-type: none">●新たに設置する閘門[*]に限り補助対象とする●既存道路（又は鉄道）盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る○既存道路盛土への胸壁の設置<ul style="list-style-type: none">●新たに設置する胸壁[*]に限り補助対象とする（概ね500m以内）●既存道路（又は鉄道）盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る

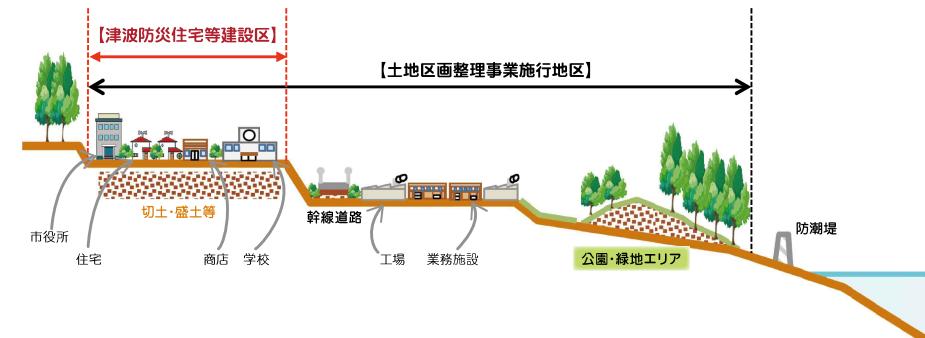
推進計画の区域内における特別の措置

▶ 津波防災住宅等建設区制度

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例（土地区画整理法第89条「照応の原則^{*}」の例外）を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない
(土地区画整理法第89条)

施行地区イメージ図



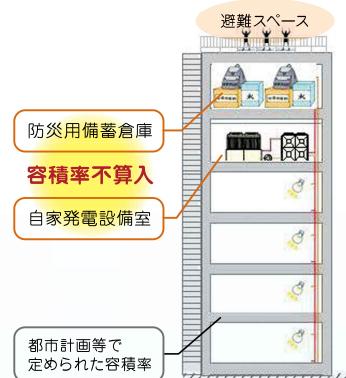
▶ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する
例) 都市計画上の指定容積率200%→220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい



▶ 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

集団移転促進事業とは「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づく、異常な自然災害による災害が発生した地域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進するために行う事業をいう

集団移転事業計画の策定主体（集団移転促進法第3条）

例外なく市町村

特例

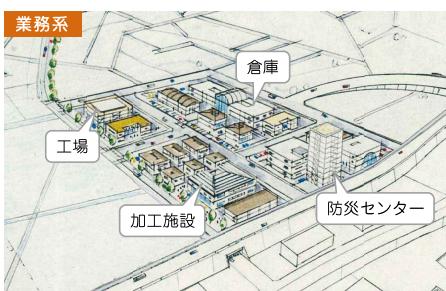
策定主体に都道府県を追加

津波被害は極めて広域的被害をもたらすことから、一の市町村を超える対応も想定する必要がある

拠点市街地の整備に関する制度

▶ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする）



【整備手法の例】

- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び防災センター等の公共施設や産業団地を整備し、民間が賃借する
- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び行政施設等の公共施設を整備し、民間が借地又は譲渡を受ける

予算概要

- 内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費）※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応
- 対象：被災地限定

税制概要

- 内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）

推進計画の区域内における課税標準の特例措置

▶ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

■制度内容

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成した「推進計画」に位置づけられた民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設）に係る固定資産税について、下記の特例措置を講じる。

■対象者

臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者

■対象資産

- 護岸
地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を津波から防護するもの。
- 防潮堤、胸壁
陸上に設置し、背後地を津波の被害から防御するもの。
- 津波避難施設
津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物。



【民間企業における津波対策の例】

特例内容

- ①大臣配分資産又は
知事配分資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。
- ②その他の資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参考して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※特例期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日

津波災害警戒区域等において適用または要件が緩和される制度

▶ 津波被害から命を守るための施設整備を支援（都市防災総合推進事業）

津波が想定される地域などで、命を守るために避難地や避難施設等の地域の身近な逃げ場所の整備を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金）により支援

■ 支援内容

- 津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査
- 地区公共施設整備（避難地、避難路）
- 災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（津波避難タワーなどの避難施設、避難施設への防災機能の追加整備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽）など



▶ 津波災害警戒区域からの住居の集団移転を支援（防災集団移転促進事業）

津波が想定される地域などで、居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を目的に住宅団地の整備等を支援

■ 事業主体

- 市町村（市町村による実施が困難な場合は都道府県）

■ 事業要件

- 移転元地を災害危険区域として指定し、新たな住宅の建築を禁止すること
- 移転先として市町村が住宅団地を整備
 - ・移転者の半数以上の戸数が住宅団地に移転すること（半数までは個別移転が可能）
 - ・10戸以上の住宅団地を整備すること
ただし、津波災害警戒区域から移転する場合は5戸以上に緩和。



■ 補助対象

- ①移転先の住宅団地の用地取得造成費用
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）
- ③住宅団地に係る道路、水道、集会施設等の公共施設整備
- ④移転元地の土地の賃取（建物補償含む）
- ⑤移転者の住居の引越費用助成
- ⑥事業計画策定経費

▶ 指定避難施設・協定避難施設に係る特例措置（固定資産税）

津波災害警戒区域において、市町村長が指定した指定避難施設及び施設管理者と管理協定を締結した協定避難施設の「避難の用に供する部分」及び各施設に付属する「避難の用に供する償却資産」にかかる固定資産税を軽減

津波避難施設の確保の促進に向けた固定資産税の特例

■ 特例措置の内容

①協定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後5年間、2分の1を参酌して1/3以上2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

②指定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、指定避難施設の指定後5年間、3分の2を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

■ 対象資産

- ①対象避難施設の「避難の用に供する部分」
- ②対象避難施設の「避難の用に供する償却資産」*

* 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備

■ 特例期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日



津波防災地域づくり支援チーム

▶津波防災地域づくり支援チーム

津波防災地域づくりに関する施策を所掌する国土交通本省の関連部局がチームとなり、必要な対応策をワンストップで相談・提案できる体制を構築しています。地方整備局と連携しながら、津波防災地域づくりに意欲がある市町村からの具体的な対応策の相談・提案等に対応します。

事務局…水管理・国土保全局 海岸室 (個別施策の担当部局)

ハード対策

- ・海岸堤防等の整備:水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課
- ・河川堤防等の整備:水管理・国土保全局治水課
- ・津波防波堤の整備:港湾局海岸・防災課
- ・津波防護施設の整備:水管理・国土保全局海岸室
- ・避難施設の整備:都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課
- ・市街地の整備:集団移転:都市局都市安全課

ソフト対策

- ・津波ハザードマップの作成:水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
- ・津波浸水想定の設定:水管理・国土保全局海岸室
- ・推進計画の作成:総合政策局社会資本整備政策課
- ・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定:水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
- ・津波救命艇の普及:海事局船舶産業課
- ・船体津波避難マニュアルの普及:海事局安全政策課

津波防災地域づくり支援チーム 実用実績(北海道蘭越町)

北海道蘭越町は、日本海側の想定津波波源域付近に位置しており、平成30年には津波災害警戒区域に指定されています。

本町では、地震津波避難訓練や、防災ガイド・マップ(ハザードマップ)の配布等、ソフト対策を取り組んでまいりましたが、津波襲来時の避難施設を整備することが急務であると考え、対象となる補助制度がないか、国土交通省へ相談に伺ったところ、津波防災地域づくり支援チームを通して、都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)を紹介していただきました。

従来の交付金の対象地区要件に本町は該当しておりませんでしたが、この度、令和2年度予算の制度拡充により、津波災害警戒区域でも事業の活用が可能となり、津波災害警戒区域の指定が行われている本町では、交付金を活用して津波避難施設の整備を進めることができるようになりました。

今後も、引き続き津波災害に強いまちづくりを目指してまいります。

蘭越町長 金 秀行

▶津波防災地域づくりに活用可能な防災・安全交付金の概要

津波防災地域づくりに意欲のある市町村に対して、防災・安全交付金において、以下の事例に示すような津波防災地域づくりに活用可能な事業を重点的に配分しています。



津波防災地域づくりに活用可能な防災・安全交付金の例

■令和2年度の重点配分対象の例

海岸堤防等の整備:南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要な交通網または人口が集中する地域において実施する海岸堤防等の地震・津波対策

河川堤防等の整備:大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一體的に実施する河川堤防等の地震・津波対策

避難施設の整備:首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震に備えた津波からの避難のための施設(南海トラフ地震対策特別措置法による緊急事業計画や津波防災地域づくりに関する法律による推進計画等に基づく避難施設及び避難経路)の整備

津波防災地域づくりに活用可能な交付金制度等

○推進計画に基づく取組に活用可能な支援事業例

目的	施策例	事業名	交付金 ^{※1} 社 防	補助率 ^{※2}	本省担当窓口	対象者
【災害情報の提供】 災害時の情報伝達の充実	防災情報提供設備の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	津波に関する監視施設の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	ハザードマップの作成	都市市街地整備事業	○ ○	国 1/3	水資源・国土・保全局 海岸室	地方公共団体
【防災拠点の整備】 災害時の活動拠点の整備・充実	防災公園の整備 (災害対策ヘリポート含む)	都市公園事業	○ ○	国 1/3 (用掛) 国 1/2 (助成)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体
	都市防災総合推進事業	都市防災総合推進事業	○ ○	国 1/3 (用掛) 国 1/2 (助成)	都市局 都市安全課	地方公共団体
	地区公共施設整備 (公認・緑地等)	住宅街市街地綜合整備事業	○ ○	国 1/3	水資源・国土・保全局 海岸室	地方公共団体
【防災拠点の整備】 災害時の活動拠点の整備・充実	防災拠点の整備 (防災センター等)	都市防災総合推進事業	○ ○	国 1/2 (助成)	都市局 都市安全課	地方公共団体
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	津波災害対策緊急事業 (津波島、防護性舟水槽)	津波災害対策緊急事業	補助	国 1/2,45%	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
【避難施設の整備】 避難施設の整備(防災公園等)	都市市街地綜合整備事業	都市市街地綜合整備事業	○ ○	国 4/10	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
	避難地の整備(防災公園等)	都市公園事業	○ ○	国 1/3 (用掛) 国 1/2 (助成)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体
	都市防災総合推進事業	都市防災総合推進事業	○ ○	国 1/3 (用掛) 国 1/2 (助成)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【避難地・避難路等の整備】 災害時の住民避難場所の整備・充実	地区公共施設整備(避難地、避難路等) 防災対策整備事業(避難島、防護性舟水槽)	住宅街市街地綜合整備事業	○ ○	国 1/3	水資源・国土・保全局 海岸室	地方公共団体
	新規施設(避難施設)の整備	都市防災総合推進事業	○ ○	国 1/2 (助成)	都市局 都市安全課	地方公共団体
	新規施設(避難施設)の整備	都市市街地綜合整備事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【津波避難路設、防災開闢道路の整備】	津波避難路設、防災開闢道路の整備	市街地再開発事業	○ ○	国 1/3	水資源・国土・保全局 海岸室	市町村又は宿泊会
	津波避難路設、防災開闢道路の整備	市街地再開発事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	市町村又は宿泊会
	津波避難路設、防災開闢道路の整備	都市市街地綜合整備事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	市町村又は宿泊会
【津波空間、避難路の整備】	津波空間、避難路の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	津波空間、避難路の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	補助	国 1/2,45%	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
	津波空間、避難路の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【被災地庫の整備】	被災地庫の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	被災地庫の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	補助	国 1/2,45%	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
	被災地庫の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【貯水槽(耐震性舟水槽)の整備】	貯水槽(耐震性舟水槽)の整備	都市防災総合推進事業	○ ○	国 4/10	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
	貯水槽(耐震性舟水槽)の整備	都市防災総合推進事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
	貯水槽(耐震性舟水槽)の整備	都市市街地綜合整備事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【市街地開拓事業】	市街地開拓事業	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	市街地開拓事業	津波・高潮危機管理対策緊急事業	補助	国 1/2,45%	都市局 公園緑地・景観課	市町村又は宿泊会
	市街地開拓事業	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2 (用掛)	都市局 都市安全課	地方公共団体
【海岸保全施設】	海岸保全施設	海岸防災施設	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	海岸管理者
	海岸保全施設	海岸防災施設	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	海岸管理者
	海岸保全施設	海岸防災施設	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	海岸管理者
【インフラの整備・耐震化】 減災・災害時の柔軟性の確保	インフラの整備・耐震化	港湾改修事業	○ ○	国 5/10	港湾局 港湾課	市町村又は宿泊会
	インフラの整備・耐震化	河川改修改築事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 沿水課	河川管理者
	インフラの整備・耐震化	洋洋防災改修改築事業 ^{※3}	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	都道府県又は津波防災施設管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	下水道合流式雨水対応事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	地方公共団体
	建物の耐震化	水門等の耐震化	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
【建物の耐震化】 災害時の柔軟性の確保、人的被害の緩和	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者
	建物の耐震化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○ ○	国 1/2	水資源・国土・保全局 海岸室	津波管理者